

「新型コロナウイルス感染症に関連する寄附金の指定について」にかかる正誤表

令和2年9月16日

主税局税制第三課

正	誤
<p>3. 新型コロナウイルス感染症対策等支援活動を行う認定特定非営利活動法人等（認定NPO法人等）が募集する寄附金</p> <p>令和2年6月30日財務省告示第159号による改正後の寄附金控除等の対象となる寄附金を指定する件（令和2年6月19日財務省告示第152号）本文第3号に基づき、認定特定非営利活動法人等（以下「認定NPO法人等」という。）が自ら行う新型コロナウイルス感染症対策等支援活動に特に必要となる費用に充てるため、その<u>認定NPO法人等</u>が募集する寄附金で一定の要件を満たすもの（以下「新型コロナウイルス感染症対策等支援寄附金」といいます。）については、下表のとおり税制上の優遇措置の対象となります。</p>	<p>3. 新型コロナウイルス感染症対策等支援活動を行う認定特定非営利活動法人等（認定NPO法人等）が募集する寄附金</p> <p>令和2年6月30日財務省告示第159号による改正後の寄附金控除等の対象となる寄附金を指定する件（令和2年6月19日財務省告示第152号）本文第3号に基づき、認定特定非営利活動法人等（以下「認定NPO法人等」という。）が自ら行う新型コロナウイルス感染症対策等支援活動に特に必要となる費用に充てるため、その<u>公益社団法人又は公益財団法人</u>が募集する寄附金で一定の要件を満たすもの（以下「新型コロナウイルス感染症対策等支援寄附金」といいます。）については、下表のとおり税制上の優遇措置の対象となります。</p>

【連絡先】
財務省主税局税制第三課
(代表) 03-3581-4111 (内線 2435)